

令和 7 年 4 月 24 日

厚木市産業振興推進委員会

委員長 中村 幹夫 様

厚木市長 山口 貴裕

(公印省略)

厚木市企業等の立地促進等に関する条例の改正について（諮問）

厚木市企業等の立地促進等に関する条例（平成 21 年 3 月 25 日条例第 2 号）の改正について、厚木市産業振興推進委員会の意見を求めます。

担当 産業文化スポーツ部

産業振興課産業振興・企業誘致係

担当者 佐伯

電 話 (046) 225-2831

「厚木市企業等の立地促進等に関する条例」 改正の考え方について（案）

1 改正の趣旨

厚木市企業等の立地促進等に関する条例は平成 21 年 4 月 1 日の制定以来、地域経済の発展やまちづくりの基盤をつくる上で大きな役割を果たしてきました。

時代に即した支援内容とするためにこれまで 3 度にわたる改正を行ってまいりましたが、現行の条例が令和 8 年 3 月 31 日に適用期限を迎えます。

国内企業は現在、エネルギーや資材価格の高騰、度重なる賃上げの要請、慢性的な人材不足、消費の低迷、新型コロナウイルス禍の影響など、様々な課題を抱えています。今後、国内の人口減少も加速していく中で、生産性を高めるための取組が不可欠となってきます。

そうした中で地域経済を持続的に成長・発展させていくためには、市外からの企業誘致、市内企業の再投資を継続して支援していく必要があります。また、企業誘致に係る都市間競争が激しくなる中、競争力のある支援制度を構築していくことも求められています。

以上の理由から、条例の適用期間を延長するとともに、企業のニーズを的確に捉えた地域経済の発展に資する制度に見直すための条例改正を行います。

2 企業誘致の現状と課題

(1) 企業への周知と訴求力

条例による奨励措置をこれまでに適用した件数は 100 件で、市内における投下資本額は約 1,700 億円に上っています。

しかしながら、奨励措置の認知度や訴求力は決して高いとは言えず、企業が開発申請をする段階で市から声掛けをして初めて企業が制度を知るケースもある状況です。今後、新たな立地や事業の拡大・継続へ向けた投資を検討する企業を本市に誘致していくためには、的確な広報を展開していくことはもちろん、選択の動機づけとなるような魅力的で分かりやすい制度を構築していく必要があります。

(2) 大型物流施設の集積に伴う地価の上昇

E C（電子商取引）の隆盛による物流需要が高まる中、巨大商圏である首都圏エリアへのアクセスに優れる本市では大型物流施設の集積が進んでいます。資本規模の大きい物流事業者による立地競争は、産業用地の地価上昇につながっており、工場や研究所などの立地を促進する上での大きな課題となっています。

経済への波及効果が大きい産業を市内に誘致するためには、効果的な奨励措置のメニューや支援額について検討する必要があります。

(3) 土地区画整理事業の完了による産業用地の不足

森の里東と酒井の2地区で半世紀ぶりの産業系土地区画整理事業が行われ、新たに造成された産業用地への企業集積を進めた一方で、企業を誘致するための受け皿となる産業用地は不足しています。

今後も産業の活性化を図るためには、新たな産業用地の創出に向けた取り組みを進めるとともに、市内企業による現有敷地内を活用した再投資についても的確に支援していく必要があります。

(4) 周辺自治体との競争力の維持

本市に誘致した企業の多くは、周辺自治体からの移転が多くを占めています。その要因としては、企業が移転先を探す際の条件として従業員の通勤を重要視していることが挙げられます。

したがって、今後の新たな企業誘致や既存企業の市外移転防止を進めていく上では、周辺自治体よりも高いレベルでの支援策を構築していく必要があります。

(5) 市内雇用の創出

令和3年の経済センサスによると、市内で働く人の数は15万1,442人で政令市を除いた県内では藤沢市に次ぐ水準となっております。一方で、人口減少の時代を迎える中、工場などでは省力化の流れが加速しています。今後、持続可能なまちづくりを実現していくためには、人口減少を最小限に防いでいくための施策は不可欠であり、市内の雇用を増やしていくために様々な視点からの工夫を凝らしていく必要があります。

3 改正の方針

前述の課題を踏まえ、効果的な企業誘致を進めるため、支援内容の見直しを次のとおり検討します。

なお、詳細は、今後の市民参加手続の内容などを踏まえて決定していきます。

(1) 条例適用期間の延長

本条例による本市の地域経済への影響を踏まえ、条例の適用期間の延長を検討します。

現行条例	令和3年4月1日から令和8年3月31日まで(5年間)
------	----------------------------

(2) 条例名の改正

現行の名称である「厚木市企業等の立地促進等に関する条例」には「等」が2箇所含まれることから、用語の整理が必要であると考えます。そこで条文内で現在の「企業等」の内容を「企業」と定義することで「厚木市企業立地促進等に関する条例」と改めることを検討します。

(3) 立地に係る奨励金の上限額引上げ（拡大）

企業誘致における他自治体との競争力を維持するため、立地に係る奨励金の補助率及び上限額の引上げを検討します。

現行 条例	戦略産業 奨励金	大企業	・ 対象：投下資本額 3 億円以上 ・ 奨励金：投下資本額の 3 %（上限 1 億円）
		中小企業等	・ 対象：投下資本額 5 千万円以上 ・ 奨励金：投下資本額の 13 %（上限 5 千万円）
	企業立地 奨励金	大企業	
		中小企業等	・ 対象：投下資本額 5 千万円以上 ・ 奨励金：投下資本額の 10 %（上限 5 千万円）

(4) 本社機能奨励金の見直し（拡大）

本社機能を有する企業による税收効果などを分析し、企業規模に応じた適用要件の設定や補助額の引上げを検討します。

現行条例	大企業	500 万円
	中小企業等	250 万円

(5) 大規模な設備投資への支援の新設（拡大）

企業の再投資の促進及び市外流出防止に向け、「家屋の新設・増設を伴わない設備投資」を支援対象に追加することを検討します。

現行条例	家屋の新設・増設を伴わない設備投資のみの場合は対象外
------	----------------------------

※ 県の企業立地促進施策「セレクト神奈川 NEXT」では、令和 6 年度から 40 億円以上の大規模設備投資を対象に追加

※ 横須賀市は令和 6 年度から、5 年以内の事業計画による 50 億円以上の設備投資を対象とした奨励措置を追加

(6) 戦略産業の見直し

地域経済への波及効果が大きい産業として指定している戦略産業について、時代の要請に即した内容となるよう検討します。

戦略産業	戦略事業	規則に定める内容	最終製品（参考）
環境の 関連産業	次世代自動車 関連の製造業	輸送用機械器具製造業又は自然科学研究所のうち、電気自動車、燃料電池自動車又は天然ガス自動車の製造に関連する事業	電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車

	次世代電池関連の製造業	電気機械器具製造業又は自然科学研究所のうち、リチウムイオン電池の製造に関連する事業	リチウムイオン電池
	環境対応新素材関連の製造業	繊維工業又は自然科学研究所のうち、炭素繊維の製造に関連する事業	炭素繊維
	ＬＥＤ照明関連の製造業	電気機械器具製造業又は自然科学研究所のうち、ＬＥＤ照明の製造に関連する事業	ＬＥＤ照明
	有機ＥＬパネル関連の製造業	電子部品・デバイス・電子回路製造業又は自然科学研究所のうち、有機ＥＬパネルの製造に関連する事業	有機ＥＬパネル
	スマートメーター関連の製造業	電気機械器具製造業又は自然科学研究所のうち、通信機能を備えた電力メーターの製造に関連する事業	通信機能を備えた電力メーター
	関連事業で市長が認めるもの	—	—
エネルギーの関連産業	再生可能エネルギー活用設備関連の製造業	電気機械器具製造業又は自然科学研究所のうち、太陽光、水力、風力及びバイオマスの活用設備の製造に関連する事業	太陽光活用設備、水力活用設備、風力活用設備、バイオマス活用設備
	関連事業で市長が認めるもの	—	—
医療福祉の関連産業	医療機器等関連の製造業	ゴム製品製造業、窯業・土石製品製造業、業務用機械器具製造業、電気機械器具製造業又は自然科学研究所のうち、医療機器又は福祉機器の製造に関連する事業	医療機器、福祉機器
		生産用機械器具製造業又は自然科学研究所のうち、介護用若しくは医療用のロボット又は高齢者等への生活支援ロボットの製造に関連する事業	介護・医療ロボット、生活支援ロボット
	医薬品関連の製造業	医薬品製造業又は自然科学研究所のうち、医薬品の製造に関連する事業	医薬品
	関連事業で市長が認めるもの	—	—

防災の 関 連 産 業	防 災 機 器 関 連 の 製 造 業	繊維工業、はん用機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、その他の製造業又は自然科学研究所のうち、防災機器の製造に関連する事業	防災機器
		生産用機械器具製造業又は自然科学研究所のうち、災害対応ロボットの製造に関連する事業	災害対応ロボット
	関連事業で市長が認めるもの	—	—
食品の 関 連 産 業	食 品 ・ 飲 料 関 連 の 製 造 業	食料品製造業又は飲料・たばこ・飼料製造業のうち、食料品又は飲料の製造に関連する事業	食料品・飲料
		生産用機械器具製造業又は自然科学研究所のうち、食料品又は飲料の生産用機械器具の製造に関連する事業	食料品・飲料の生産用機械器具
	関連事業で市長が認めるもの	—	—
流通の 関 連 産 業	広域的な商圈を有する小売業	各種商品小売業、織物・衣服・身の回り品小売業、飲食料品小売業、機械器具小売業又はその他の小売業のうち、大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第2条第2項に規定する大規模小売店舗(店舗面積が2万平方メートル以上のものに限る。)において行われる当該小売業	—
	関連事業で市長が認めるもの	—	—
情報の 関 連 産 業	情 報 機 器 関 連 の 製 造 業	電子部品・デバイス・電子回路製造業又は情報通信機械器具製造業のうち、情報機器の製造に関連する事業	半導体メモリーカード、デジタルカメラ、PC
	関連事業で市長が認めるもの	—	—

(7) 一般誘致地区へ立地する際の適用要件の見直し(要件緩和)

限られた産業用地の中で更なる企業の立地促進を図るため、市内での事業実施期間又は敷地面積という一般誘致地区での適用要件の撤廃を検討します。

現行条例	市内で3年以上事業実施又は敷地面積が3,000 m ² 以上
------	---

(8) 雇用奨励金の見直し（要件緩和、拡大）

雇用奨励金については、立地前後3か月に採用した市民を対象としており、1年以上を引続き雇用してから申請をする必要があります。制度の分かりにくさなどを理由に適用件数が伸び悩んでいることから、市民の雇用増加につながる制度となるよう見直しを検討します。

併せて、現条例では対象外となっている業種への適用についても検討していきます。

現行条例	立地日の前後3か月以内に市民を新たに雇用し、引き続き1年以上雇用した場合が対象 立地日から起算して1年3か月を経過した日以後、2か月以内の申請が必要
------	---

4 改正に向けたスケジュール（予定）

令和7年3月まで	企業立地経済波及効果調査業務による分析（条例適用企業へのアンケート調査、ヒアリング、産業連関表を用いた分析）
令和7年4月24日	①産業振興推進委員会 条例改正について諮問
令和7年5月1日から6月10日	厚木商工会議所会員を対象に「産業・商業意識調査」（アンケート調査）を実施
令和7年5月下旬	産業懇談会で意見聴取
令和7年6月から7月	②産業振興推進委員会 改正案について意見聴取 ③産業振興推進委員会 改正案について意見聴取・答申
令和7年9月1日から10月1日	パブリックコメント
令和7年11月	④産業振興推進委員会 パブリックコメントの実施結果を報告
令和7年12月	条例案を市議会に提案
令和8年1月以降	⑤産業振興推進委員会 改正について報告
令和8年4月	条例施行

企業立地サポート事業

平成 21 年 4 月 1 日に「厚木市企業等の立地促進等に関する条例」を策定し、「企業立地サポート事業」として積極的な企業誘致を進めています。

この事業では、工場や研究所などの新設、増設を行う企業に対して、固定資産税などの負担を軽減するとともに各種奨励金を交付することで、新たな企業の進出と既存企業の事業拡大を支援します。

■ 支援を受けるための要件

令和8年3月31日までに、市内で事業所を新設、移設または増設し、事業を開始することが必要。			
対象業種	投下資本額※		
製造業	大企業 3億円以上	中小企業者 5,000万円以上	小規模企業者 3,000万円以上
自然科学研究所			
情報通信業	大企業 5,000万円以上		
卸売・小売業（東名厚木IC周辺地区、本厚木駅周辺地区に限る。）			
※ 投下資本額…新たな立地に伴って市内に取得した土地、家屋、償却資産の合計額			
※ 国等の補助金を受けている場合や同一の企業グループから資産を取得した場合、投下資本額からそれらの額を除きます。			
一般誘致地区における追加要件			
一般誘致地区では、さらに次のいずれかの要件を満たしていることが必要です。			
1 市内で3年以上継続して事業を行っている			
2 立地する土地の敷地面積が3,000㎡以上（情報通信業は1,000㎡以上）			

■ 奨励措置の内容

◆支援 1 -税金- 固定資産税などの課税免除と不均一課税（5 年間）

税金の負担軽減	固定資産税・都市計画税の課税の免除や大幅な軽減（80％）			
特定誘致地区	●東名厚木 IC 周辺地区 ●本厚木駅周辺地区 ●森の里及び周辺地区 ●内陸工業団地 ●厚木流通団地 ●酒井土地区画整理事業用地 ●長谷厚木流通センター周辺地区 ●尼寺工業団地周辺地区	1～5 年目	課税免除	戦略産業
		1～2 年目	課税免除	
		3～5 年目	不均一課税 (1/5 に軽減) 〔固定資産税 0.28/100〕 〔都市計画税 0.04/100〕	戦略産業 以外の製造業など
一般誘致地区	●特定誘致地区 以外の市内全域	1～5 年目		戦略産業、 それ以外の製造業 など
※ 立地日の 6 か月前までに企業立地計画書、立地日から 3 か月以内に奨励措置申請書の提出が必要です。				

◆支援2 5つの奨励金の交付によるステップアップ支援

<その1 -雇用->

雇用奨励金	立地に伴い、新たに市民を常時雇用した場合に交付		
対象業種	新規雇用人数		
製造業	大企業 15人以上	中小企業 1人以上	小規模企業 1人以上
自然科学研究所			
情報通信業	大企業 5人以上		
卸売・小売業（東名厚木IC周辺、本厚木駅周辺に限る）			
※ 立地日の前後3か月以内に市民を新たに雇用し、引き続き1年以上雇用した場合が対象。限度額1,000万円。			
※ 立地日から起算して1年3か月を経過した日以後、2か月以内の申請が必要。			

奨励金の交付額

		奨励金（1人当たり）	限度額
正規社員		40 万円	1, 000 万円
	障がい者または高齢者	50 万円	
正規社員以外の常時雇用者		20 万円	
	障がい者または高齢者	30 万円	
※ 正規社員は、事業者などと雇用期間の定めのない雇用契約を結び、1 週間の所定労働時間が 30 時間以上であることが必要。			
※ 常時雇用者は、雇用保険の被保険者。			
※ 高齢者は、雇用開始日に満 65 歳以上の従業員。			

<その2 -立地->

企業立地奨励金	中小企業者や小規模企業者が立地した場合、投下資本額の 10% に相当する額を交付	
奨励金		限度額
立地に係る投下資本額の 10%に相当する額		5, 000 万円
※ 立地日の 6 か月前までに企業立地計画書、立地日から 3 か月以内に奨励措置申請書の提出が必要。奨励金は、 5 回以内で分割交付します。		

戦略産業奨励金	戦略産業に位置付けられる企業が立地した場合、投下資本額に応じた額を交付	
対象	奨励金	限度額
大企業	立地に係る投下資本額の3%に相当する額	1億円
中小企業・小規模企業	立地に係る投下資本額の13%に相当する額	5,000万円
※ 戦略産業 地域経済に波及効果があり、市民の雇用機会の拡大が見込まれる産業。①次世代自動車・環境・エネルギー関連産業②医療機器・健康福祉・防災関連産業③食品・飲料・流通関連産業④情報の関連産業を位置付け、有利な支援策を用意しています。		
※ 立地日の6か月前までに企業立地計画書、立地日から3か月以内に奨励措置申請書の提出が必要。奨励金は、5回以内で分割交付します。		

＜その3 -ロボット-＞

ロボット産業奨励金	ロボット産業に関する企業が立地した場合に交付	
対象		奨励金
大企業		500 万円
中小企業・小規模企業		250 万円
※ 企業立地奨励金、戦略産業奨励金との併用ができます。 ※ 立地日の6 か月前までに企業立地計画書、立地日から3 か月以内に奨励措置申請書の提出が必要です。		

＜その4 -本社-＞

本社機能奨励金	企業の立地に伴い、本社機能を新たに備えた場合に交付	
対象		奨励金
大企業		500 万円
中小企業・小規模企業		250 万円
※ 1 回のみの交付。既に市内に本社機能を有している場合は対象外。 ※ 立地日の 6 か月前までに企業立地計画書、立地日から 3 か月以内に奨励措置申請書の提出が必要です。		

<その5 -用地->

産業用地 創出奨励金	条例適用企業に一定規模以上の土地を売却または事業用定期借地権を設定した場合、土地所有者に対して交付 ※ 創出者が事業所を廃止したり、市外へ移転したりした場合は対象外。	
区 分		奨励金
産業用地 創出奨励金	3,000 ㎡以上の産業用地を新たに売却した場合	前年度の土地に係る固定資産税・都市計画税相当額（立地企業の操業開始後に交付）
産業用地 保全奨励金	3,000 ㎡以上の産業用地を引き続き賃貸した場合	
※ 対象となる産業用地は、企業が立地する特定誘致地区と一般誘致地区（準工業地域、工業地域及び工業専用地域に限る）の一団の土地。 ※ 立地の日から3か月以内に奨励措置申請書の提出が必要。		

